

議案第32号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和33年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「区に常時勤務する」を「常時勤務に服することを要する」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

2 常時勤務に服することを要しない者のうち、常時勤務を要する職を占める職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、前項の退職手当の支給を受ける職員とみなす。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第11条第5項中「）の職員」の次に「（規則で定める者を除く。）」を加え、同条第8項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第 号）第2条第1項第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）が退職した場合（第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となったときは、第3項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続いた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、フルタイム会計

年度任用職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとする。

第16条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

付則第14項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第14項の改正規定 公布の日
- (2) 第16条第1項第2号の改正規定 令和元年12月14日
- (3) 第2条及び第11条の改正規定並びに次項の規定 令和2年4月1日

(経過措置)

2 前項第3号に掲げる規定による改正後の第11条第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(提案理由)

会計年度任用職員制度の導入に伴い、本条例の適用の対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を加えるほか、地方公務員法の一部改正により、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されること等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。